

## 5-⑤. AML/CFT・反社対策関連規則

- ・ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（AML/CFT）に関する規則・ガイドライン
- ・ 反社会的勢力との関係遮断に関する規則

金融庁AML/CFTに関するガイドラインに準拠し、仮想通貨交換業者に求められるAML/CFT態勢について規定

- リスクベースアプローチ : 自らが直面するリスクを適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じなければならない
- KYC・CDD : 犯収法の規定にかかわらず、ウォレットの提供時等にも取引時確認の対象とする  
反社情報のみならず、制裁リスト、PEPsリスト等を活用した新規及び既存利用者のスクリーニングを継続的に実施  
継続的な利用者管理に加え、取引先等の管理も実施
- 取引管理 : 利用者属性や取引時の状況等の情報を勘案した取引モニタリングによる疑わしい取引の検出、当局への届出の徹底
- データ管理 : 確認記録・取引記録の正確なデータベース化、データベースを利用したリスクの評価や低減措置の実効性の検証を実施  
業務内容・業容に応じた疑わしい取引等の検出・監視・分析態勢の構築
- 経営陣の関与 : AML/CFTを経営戦略等における重要な課題の一つとして位置付け、経営陣が主体的かつ積極的に関与・理解
- 責任者設置 : AML/CFT、反社対策の責任者の設置、責任者への情報伝達ルールの整備
- 職員の確保・育成 : 採用や研修等を通じたAML/CFTに関わる職員の適合性の確認

## 5-⑥. 苦情処理・紛争解決関連規則

- 事前説明（情報開示）** : 苦情対応等に関する基本方針、受付担当部署又は責任者名、担当部署等の所在地、受付電話番号、メールアドレス等、受付時間、ADRの名称及び連絡方法、協会への苦情相談方法
- ※上記事項に関する利用者への説明については、「利用者の管理及び説明に関する規則」にて規定。
- 苦情処理体制の構築** : 利用者が簡便かつ容易に苦情等の申出ができるよう苦情等窓口を充実化、重大事案は内部監査部門・経営陣に報告するなど必要な関係者間での情報共有 等
- 苦情受付記録の保管** : 苦情受付時に記録開始、処理完了時まで都度対処を記録し保管することを規定
- 金融ADRの利用** : 東京三弁護士会が運営する金融ADRと提携  
苦情及び紛争状況について情報交換、業界共通の課題が認められた場合にはその対処方法を協議
- 当協会の苦情受付** : 協会ホームページ経由及び電話により会員に対する苦情を受け付ける  
受け付けた情報は速やかに対象の会員に展開し、状況説明及び対処を求める  
解決まで会員の対処状況をフォローし、遅延が認められる場合には重ねて対応を促す

## 5-⑦. 営業行為関連規則

- ・ 勧誘及び広告等に関する規則 ・ ガイドライン
- ・ 利用者の管理及び説明に関する規則 ・ ガイドライン

**勧誘・広告：**仮想通貨の価格変動状況に鑑み金融商品取引法を参考に規定  
勧誘開始基準（適合性原則、高齢者・未成年者に対する勧誘の制限等）  
利用者の承諾を得ない勧誘の禁止、勧誘を拒絶した利用者への再勧誘の禁止  
勧誘時の禁止行為（利益供与、虚偽告知、断定的判断の提供、大量推奨販売、内部者情報取引など）  
広告における表示義務（必須記載事項・文字サイズ等）、誇大広告の禁止  
射幸心又は競争心を煽ることを目的とした広告の禁止  
アフィリエイト広告規制、SNS利用規制  
広告審査担当者の設置、審査記録の保存

**情報開示・説明義務：**資金決済法に基づく説明事項に加え、金商法を参考に開示事項を追加規定  
取引態様

①仮想通貨の売買又は交換／②①の行為の媒介、取次ぎ又は代理／③①又は②の行為に関する利用者財産の管理

取引方式

①競争売買取引／②マーケットメイク方式取引／③店頭取引の別

①又は②の取引方式において、会員がマーケットメイカー等として利用者取引を行う場合にはその旨及び理由  
取引手数料等に関する説明（スプレッドに関する説明を含む）

サイバー攻撃により仮想通貨が流出した場合の賠償方針

業務報告書、直近の財務書類・監査報告書の内容

利用者との取引に係る利益相反の防止策、会員破たん時における利用者資産の毀損リスク

利用者の納税支援に資するため年間報告書を提供

利用者の禁止事項の明示（偽計・偽装・脅迫等、相場操縦、風説の流布、偽名・借名、内部者取引、虚偽申告など）

## 5-⑧. 取引業務関連規則

- ・ 受注管理体制の整備に関する規則・ガイドライン
- ・ 不適正取引の防止のための取引審査体制の整備に関する規則・ガイドライン
- ・ 仮想通貨関係情報の管理体制の整備に関する規則・ガイドライン

公正な価格、受注・約定を通じて仮想通貨取引の信頼性を高めるため、金商法等を参考に規定。

受注管理体制 : 注文受付・約定処理業務に係る態勢整備義務を規定

ベンチマーク価格とのかい離防止、サーキットブレーカー等の価格急変時対応措置

注文受付又は約定処理が1分以上停止・遅延した場合をシステム障害として認定し報告・公表

ノミ行為、あらかじめ利用者の同意を得ることなく自らが相手方となつて行う取引の禁止

利益供与、決済等遅延行為、空売り、名義貸しの禁止

不適正取引の防止 : 取引審査部門の設置等の態勢整備

不適正取引の具体的内容

・ 価格変動を図る目的で行う一定の行為（風説の流布等）、相場操縦、架空名義による取引

・ 内部者による「仮想通貨関係情報」を利用した取引等

不適正取引に係る取引審査及び当協会への報告の義務付け

仮想通貨関係情報 : 公表されていない会員及び他の仮想通貨取扱業者並びに内部者（仮想通貨の発行者及び管理者又はその関係者）に係る重要な情報であつて、仮想通貨に係る取引判断に著しい影響を及ぼすと認められる情報

仮想通貨関係情報の適切な管理（情報管理部門の設置、記録簿の作成・保管、利用者への公表）

役員による伝達の禁止、仮想通貨関係情報を利用した勧誘等の禁止、自己売買の禁止

内部者による取引の取引検知部門に対する報告、一定の場合の取引拒絶 等

## 5-⑨. 証拠金取引に関する規則

仮想通貨を利用したレバレッジ取引における利用者の損失リスク及び過剰な投機的取引を抑制するため、デリバティブ取引における証拠金率の決定方法を参考に証拠金倍率を規定、その他証拠金取引業務に必要な事項を規定。

証拠金倍率 : 協会指定水準 = 4倍 (証拠金率25%) 又は会員自身が決定する水準の選択利用 (1年限りの暫定措置)

1年以内に会員における未収金の発生状況を勘案し、協会指定水準に統一

※自ら倍率を決定する会員の利用者において1年以内に未収金が生じた場合には、その時点で当該会員は未収金が発生することのない水準に速やかに倍率を切り下げなければならないことを規定。

※協会指定水準 (4倍) の根拠

2018年3月31日を起点にその前3か月、1年、3年を対象期間とし、主要な仮想通貨であるビットコインの日次価格変動率をサンプルとした。未収金の発生を予防する観点からサンプルの99.5%が収まるラインを適正值とし、いずれの期間でもこのラインに収まる値を抽出。この結果、変動率約25%という値が得られたため、証拠金倍率を4倍に設定

ロスカット取引 : ロスカット取引の導入を規定、未収金 (証拠金を上回る損失) が発生した場合には協会に報告

価格かい離防止 : 証拠金取引価格のベンチマーク価格との乖離防止措置をとるべき旨を規定

自己勘定取引 : 証拠金取引における自己勘定取引の関与状況を明らかにするため、各月の自己勘定取引結果の公表を規定、その他取引価格の形成に影響を与えること等を禁止



## 5-⑩. 財務管理に関する規則

決済システムに関わる仮想通貨交換業者の財務健全性を維持するため、市場リスク、取引先リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスクを適切に管理すべきとの理解の下、具体的な措置として、次の事項についての自主規制規則化を検討。

- ・ 自己ポジション管理  
純資産額及び自己ポジションにより生ずる価格変動リスクを十分に勘案して自己ポジションの限度額を定め、その範囲内で運用すること。
- ・ 自己ポジションリスクのモニタリング  
自己保有する仮想通貨の時価および損益額を適宜モニタリングし、純資産の深刻な毀損を生じさせないようにポジションをコントロールすること。
- ・ 自己保有仮想通貨の流動性を踏まえた資金繰り管理  
流動性の低い仮想通貨を保有する場合、市場クラッシュなど緊急事態に遭っても即座に資金繰りに窮することのないように、ポジション及び資金状態を管理すること。
- ・ 財務諸表・事業報告書  
利用者が会員の財政状態を容易に確認することができるようにするため、定期的に公表すること。

その他、協会が定める方法により算定する財務健全性指数（会員の財政状態の健全性を表す指数）により会員の財務管理を行い、当該指数を定期的に公表することも検討。ただし、具体的な算定方法等については、取引先リスクなど計算上の重要な要素について引き続き検討した上で決定する方針。

## 5-⑪. 経営倫理・処分関連規則

- ・ 会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則
- ・ 従業員等のサービスに関する規則・ガイドライン
- ・ 会員に対する処分等に係る手続に関する規則・考え方
- ・ 不服審査会規則
- ・ 会員調査に関する規則

その他、経営倫理や会員に対する処分に関連する自主規制規則として、上記の5規則・ガイドラインを策定。  
このうち、「従業員等のサービスに関する規則」は、役職員による内部者情報を利用した取引の禁止を規定。

## 5-⑫. ICOの取扱いに関する規則

会員が、以下の行為を行う場合に関する自主規制を検討。

- (1)会員が、自ら資金決済法に定める仮想通貨を発行し、利用者に対して当該仮想通貨を販売する行為又は他の仮想通貨との交換を行う行為
- (2)会員が、会員以外の第三者が発行する仮想通貨について、当該第三者の依頼に基づき販売又は他の仮想通貨との交換を行う行為

例えば、下記のような項目の自主規制規則化を検討

**審査**：対象事業の適格性、実現可能性及び実現可能性を審査

**情報開示**：販売開始時、販売終了時点、販売終了後の継続的な情報提供

**安全確保**：自社仮想通貨に利用するブロックチェーン及びスマートコントラクト、当該仮想通貨を保管するウォレット等の安全性を検証

**調達資金**：利用者に情報開示した資金用途以外の用途に調達資金を使用することの禁止

**販売価格**：販売業務を行うに際し必要に応じて投資需要の調査を行う等の合理的に算出する方法を用いて、販売価格の範囲等の妥当性を審査



## 6. 施行時期

- 原則として、当協会の認定取得に向けて早期に施行予定です。  
ただし、自主規制規則の範囲が多岐に亘ること及び会員の業態・業容も様々であるため、会員の意見を踏まえつつ、例えば、利用者に対する周知徹底のための期間を要する部分や追加の人員確保を要する部分、システム改修を要する部分については、段階的な施行とすることや、施行後の経過措置を設けるなどの調整を行う予定です。